

公益財団法人鳥取県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「本会」という。）におけるスポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁により、迅速かつ適正に解決することを目的とする。

(仲裁の申立)

第2条 本会が行ったスポーツ競技又は運営に関する決定事項に対する競技者等からの不服申立について、競技者等が仲裁申立をした場合には、仲裁機構が定める「スポーツ仲裁規則」に基づき行われる仲裁により、解決するものとする。

(本規定の変更)

第3条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。